製品規格書



東京都江東区新大橋 3-5-1 TEL: 03-5624-1688

品 名: L-トリプトファン(食品添加物)

L-Tryptophan

確認試験 :

CAS No. 73-22-3 $C_{11}H_{12}N_2O_2$: 204. 23

本品を乾燥物換算したものは、L-トリプトファン(C₁₁H₁₂N₂O₂)98.0~102.0 %を含む。

(1) 本品の水溶液(1→1,000)5 mL にニンヒドリン溶液(1→1,000)1 mL を加え、3 分間加熱するとき、液は、紫色を呈する。

(2) 本品 0.2 g に水 100 mL を加え、加温して溶かした液 10 mL に p-ジメチルア ミノベンズアルデヒド試液 5 mL 及び塩酸 $(1 \rightarrow 4)$ 2 mL を加え、水浴中で 5 分間加熱するとき、液は、赤紫~青紫色を呈する。

(3) 本品 1.0 g に水 100 mL を加え、加温して溶かした液は、左旋性であるが、これに水酸化ナトリウム溶液 $(1\rightarrow 5)$ を加えてアルカリ性にすると、右旋性に変わる。

試験項目	規格値	試験方法
比旋光度[α] ₀ 20	$-30.0 \sim -33.0^{\circ}$	第9版食品添加物公定書
рН	5.5 ~ 7.0	第 9 版食品添加物公定書
溶状	ほとんど澄明で、 比色標準液 C より濃くない	第 9 版食品添加物公定書
塩化物(CI)	0.021 %以下	第 9 版食品添加物公定書
鉛 (Pb)	2 μg/g 以下	第 9 版食品添加物公定書
ヒ素(As)	3 μg/g 以下	第 9 版食品添加物公定書
乾燥減量	0.3 %以下	第 9 版食品添加物公定書
強熱残分	0.1 %以下	第 9 版食品添加物公定書
含 量	98.0 ~ 102.0 %	第 9 版食品添加物公定書
一般生菌数	1,000 個/g以下	食品衛生検査指針(微生物編)
大腸菌/大腸菌群	陰性	食品衛生検査指針(微生物編)
酵母及びカビ	100 個/g 以下	食品衛生検査指針(微生物編)

保管条件:遮光、室温、気密容器

賞味期限:製造日より2年

備考